

小樽市宿泊税システム整備費補助金の概要

1 事業の目的

宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図ることを目的とし、既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入費用に要する経費の一部を補助するもの。

2 補助対象者

宿泊税の導入に伴い、宿泊施設のシステム整備等を行う次の要件を満たす方

- (1) 小樽市内に宿泊施設を有し、かつ市内で事業を営んでいること。
- (2) 市税等に滞納がないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者でないこと。
- (4) 小樽市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年小樽市条例第19号）に規定する暴力団、暴力団員並びにその関係者に該当していないこと。

3 補助の内容

(1) 補助率等

補助率：2分の1（千円未満切捨て）

補助限度額：50万円

※ 北海道においても、本市と同様の補助対象経費、補助率等で補助事業を実施

(2) 補助対象経費

宿泊税導入に伴って発生する既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入に係る経費（**消費税及び地方消費税を含まない。施設ごとの申請**）

(3) 整備対象例等

ア 整備対象例

- ・レジシステムの改修及び構築に係る経費
- ・ソフトウェアの購入に係る経費
- ・PC、タブレット、ディスプレイ、プリンター、スキャナー及びそれらの複合機器の購入に係る経費
- ・POSレジ、モバイルPOSレジの改修及び導入に係る経費

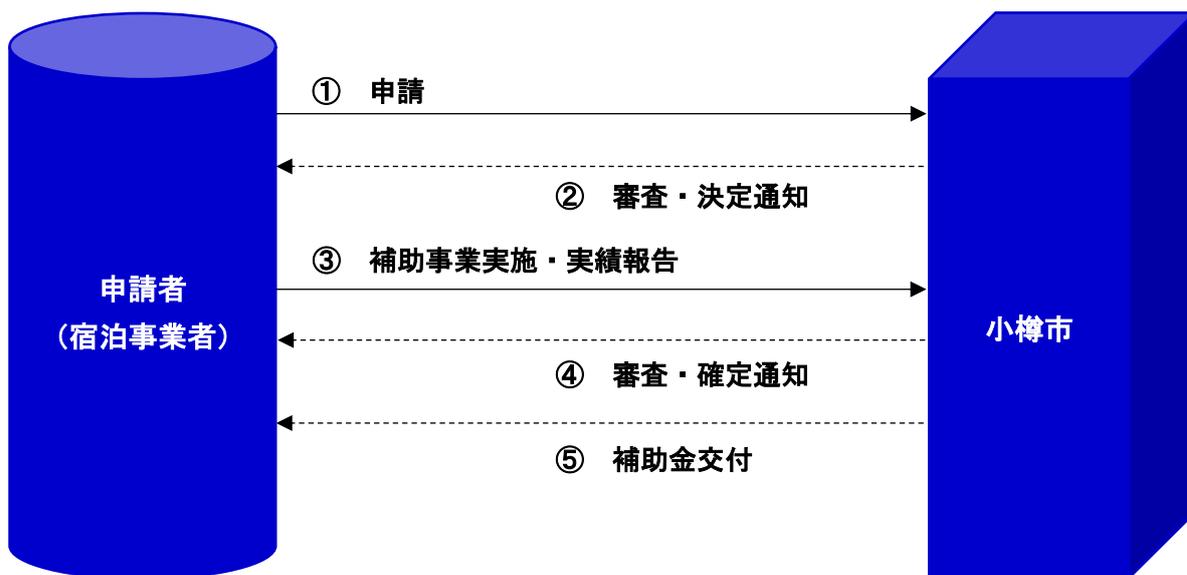
イ 整備対象外例

- ・リース、レンタル契約のソフトウェアやハードウェアに要する経費
- ・クラウド型システムの月額料金等、通信費（インターネット回線・プロバイダー料金等）
- ・消費税及び地方消費税相当分 など
- ・補助金の交付決定前に開始した事業の経費 など

【注意事項】

※ 決定通知書が届いてから、事業に着手してください（交付決定前に着手すると補助対象から除かれます。）。

4 申請から補助金交付までの流れ



【備考】

実線矢印：補助申請者が実施する事項

点線矢印：小樽市が実施する事項

5 スケジュール

時期	実施事項
～令和7年12月26日	・補助金申請受付
～令和8年2月20日	・システム改修実施・市へ実績報告書提出
令和8年3月	・補助金支給完了

6 本補助金に関する問合せ先及び書類提出先

【問合せ先】

小樽市（北海道）宿泊税システム整備費補助事業 補助金事務局

電話 011-500-9565

対応時間 午前9時から午後5時（平日のみ）

開設日時 令和8年2月27日（金）まで

【書類提出先】

〒060-8791

小樽市（北海道）宿泊税システム整備費補助事業 補助金事務局

（住所の記載は不要です。）

7 その他に関するお問い合わせ先

小樽市 財政部 市民税課 税制グループ 宿泊税担当

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号

電話 0134-32-4111（内線241）

FAX 0134-22-5354

小樽市宿泊税システム整備費補助金 募集要項

1 事業の目的

宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図ることを目的とし、市内の宿泊事業者を対象に、既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入費用に要する経費の一部を補助いたします。

2 補助対象者

宿泊税の導入に伴い、宿泊施設のシステム整備等を行う次の要件を満たす方

- (1) 小樽市内に宿泊施設を有し、かつ市内で事業を営んでいること。
- (2) 市税等に滞納がないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者でないこと。
- (4) 小樽市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年小樽市条例第19号）に規定する暴力団、暴力団員並びにその関係者に該当していないこと。

3 補助の内容

(1) 補助率等

補助率：2分の1（千円未満切捨て）

補助限度額：50万円

(2) 補助対象経費

宿泊税導入に伴って補助対象者が小樽市内に所在する宿泊施設において実施する既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入等に係る経費（消費税及び地方消費税を含まない。）

※ 施設ごとの申請となります。

【補助申請の例】

パターン	経営者 (申請者)	宿泊施設	システム (ソフト)	PC (ハード)	経営者Aの補助申請内容
1	A	ア	①	a	・宿泊施設アのシステム(ソフト)①とPC(ハード) a
2	A	ア	①	a	・宿泊施設アのシステム(ソフト)①とPC(ハード) a
	A	イ	②	b	・宿泊施設イのシステム(ソフト)②とPC(ハード) b
3	A	ア	①	a	・宿泊施設アのシステム(ソフト)①とPC(ハード) a
	A	イ	-	b	・宿泊施設イのPC(ハード) b
4	A	ア	①	a	・宿泊施設アのシステム(ソフト)①とPC(ハード) a
	A	イ	-	b	・宿泊施設イのPC(ハード) b
	A	ウ	②	c	・宿泊施設ウのシステム(ソフト)②とPC(ハード) c

(3) 整備対象例等

ア 整備対象例

※ 整備の対象は、宿泊税導入に係る整備に限ります。

- ・レジシステムの改修及び構築に係る経費
- ・ソフトウェアの購入に係る経費
- ・PC、タブレット、ディスプレイ、プリンター、スキャナー及びそれらの複合機器の購入に係る経費
- ※ プリンター、スキャナー及びそれらの複合機器は、印刷あるいはスキャン機能を主とし、一般的にプリンター、スキャナー、複合機と呼称される製品が対象となる。
- ・POSレジ、モバイルPOSレジの改修及び導入に係る経費

【注意事項】

- ・事業者以外（個人）からの購入やオークションによる購入、中古品は補助対象となりません。
- ・本補助金により取得した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供しようとするときは、市長の承認を受ける必要があります。ただし、交付を受けた補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が別に定める期間を経過した場合は、この限りではありません。

イ 補助対象経費から除外するもの

- ・使途、単価、規模等の確認が不可能なもの
- ・契約書、発注書、納品書、領収書、振込明細書等の帳票類に不備があるもの
- ・支払いが補助対象者以外の名義で行われるもの
- ・リース、レンタル契約のソフトウェアやハードウェアに要する経費
- ・クラウド型システムの月額料金等、通信費（インターネット回線・プロバイダー料金等）
- ・消費税及び地方消費税相当分
- ・振込手数料
- ・補助金の交付決定前に開始した事業の経費
- ・国などが交付する他の補助金等の交付対象となった経費（ただし、北海道が本整備事業等と同様の目的で交付する補助金等（補助率が2分の1を超えないもの。）は除く。）
- ・人件費、交際費、交通費、宿泊費、飲食費など、市長が不相当と認めるもの

イ 毎日の宿泊者数等を月ごとに集計する。

【毎月提出していただく明細書様式（案）】

宿泊税月計表

令和 8年 4月分

宿泊施設	所在地	小樽市〇〇町2番2号		
	名称	小樽宿泊ホテル		
	営業種別	ホテル営業	宿泊施設番号	■■■

日付	宿泊数（泊）							宿泊税額			
	①課税対象宿泊数				②課税対象外宿泊数			③総宿泊数	④小樽市税	⑤北海道税	⑥合計
	300円	400円	700円	計	課税免除	その他	計				
1日	20泊	15泊	2泊	37泊	0泊	0泊	0泊	37泊	7,400円	6,000円	13,400円
2日	17泊	10泊	0泊	27泊	0泊	0泊	0泊	27泊	5,400円	3,700円	9,100円
3日	18泊	12泊	1泊	31泊	0泊	0泊	0泊	31泊	6,200円	4,700円	10,900円
4日	25泊	8泊	0泊	33泊	0泊	0泊	0泊	33泊	6,600円	4,100円	10,700円
5日	21泊	6泊	0泊	27泊	0泊	0泊	0泊	27泊	5,400円	3,300円	8,700円
6日	11泊	2泊	0泊	13泊	0泊	0泊	0泊	13泊	2,600円	1,500円	4,100円
7日	17泊	11泊	0泊	28泊	50泊	0泊	50泊	78泊	5,600円	3,900円	9,500円
8日	18泊	16泊	2泊	36泊	0泊	0泊	0泊	36泊	7,200円	6,000円	13,200円
9日	21泊	17泊	0泊	38泊	0泊	0泊	0泊	38泊	7,600円	5,500円	13,100円
10日	23泊	6泊	0泊	29泊	0泊	0泊	0泊	29泊	5,800円	3,500円	9,300円
11日	28泊	11泊	0泊	39泊	0泊	0泊	0泊	39泊	7,800円	5,000円	12,800円
12日	26泊	8泊	0泊	34泊	0泊	0泊	0泊	34泊	6,800円	4,200円	11,000円
13日	24泊	9泊	0泊	33泊	0泊	0泊	0泊	33泊	6,600円	4,200円	10,800円
14日	21泊	14泊	1泊	36泊	0泊	0泊	0泊	36泊	7,200円	5,400円	12,600円
15日	30泊	7泊	0泊	37泊	0泊	0泊	0泊	37泊	7,400円	4,400円	11,800円
16日	25泊	9泊	0泊	34泊	0泊	0泊	0泊	34泊	6,800円	4,300円	11,100円
17日	25泊	11泊	1泊	37泊	0泊	0泊	0泊	37泊	7,400円	5,200円	12,600円
18日	28泊	18泊	0泊	46泊	0泊	0泊	0泊	46泊	9,200円	6,400円	15,600円
19日	11泊	16泊	0泊	27泊	0泊	0泊	0泊	27泊	5,400円	4,300円	9,700円
20日	17泊	20泊	0泊	37泊	0泊	0泊	0泊	37泊	7,400円	5,700円	13,100円
21日	18泊	11泊	0泊	29泊	0泊	0泊	0泊	29泊	5,800円	4,000円	9,800円
22日	22泊	8泊	0泊	30泊	50泊	0泊	50泊	80泊	6,000円	3,800円	9,800円
23日	26泊	6泊	0泊	32泊	0泊	0泊	0泊	32泊	6,400円	3,800円	10,200円
24日	23泊	9泊	0泊	32泊	0泊	0泊	0泊	32泊	6,400円	4,100円	10,500円
25日	17泊	7泊	0泊	24泊	0泊	0泊	0泊	24泊	4,800円	3,100円	7,900円
26日	18泊	11泊	0泊	29泊	0泊	0泊	0泊	29泊	5,800円	4,000円	9,800円
27日	19泊	13泊	0泊	32泊	0泊	0泊	0泊	32泊	6,400円	4,500円	10,900円
28日	22泊	14泊	0泊	36泊	0泊	0泊	0泊	36泊	7,200円	5,000円	12,200円
29日	17泊	3泊	1泊	21泊	0泊	0泊	0泊	21泊	4,200円	2,800円	7,000円
30日	18泊	7泊	0泊	25泊	0泊	0泊	0泊	25泊	5,000円	3,200円	8,200円
31日	14泊	5泊	2泊	21泊	0泊	0泊	0泊	21泊	4,200円	3,400円	7,600円
合計	640泊	320泊	10泊	970泊	100泊	0泊	100泊	1,070泊	194,000円	133,000円	327,000円

ウ 領収書に「宿泊税」と印字する。

※ 宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合があります。

【客室料金に宿泊税額を含めない料金設定の場合】

《合計の内訳に宿泊税額を計上する場合》

領 収 書		
〇〇 〇〇 様		
〇〇〇号室		
人数 1 名		
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	5,000 円
	消費税等	500 円
	宿泊税	300 円
	合 計	5,800 円
〇〇年〇〇月〇〇日		
小樽市〇〇町〇番〇号		
小樽宿泊ホテル		
印 紙	受領印	

《宿泊税額を別に計上する場合》

領 収 書		
〇〇 〇〇 様		
〇〇〇号室		
人数 1 名		
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	5,000 円
	消費税等	500 円
	合 計	5,500 円
上記のほか、宿泊税額 300 円を領収しました。		
〇〇年〇〇月〇〇日		
小樽市〇〇町〇番〇号		
小樽宿泊ホテル		
印 紙	受領印	

【客室料金に宿泊税額を含める料金設定の場合】

領 収 書		
〇〇 〇〇 様		
〇〇〇号室 人数1名		
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	5,800 円
	合 計	5,800 円
上記金額には、消費税額 500 円及び 宿泊税額 300 円が含まれています。		
〇〇年〇〇月〇〇日 小樽市〇〇町〇番〇号 小樽宿泊ホテル		
印 紙		受領印

(5) 補助対象期間

令和8年2月20日（金）まで

※ 上記期間までに改修等を実施し、その結果等の報告を終えたもの（当日必着）を補助対象といたします。

4 申請手続き

(1) 申請期間

令和7年12月26日（金）まで（当日消印有効）

(2) 提出先

〒060-8791

小樽市宿泊税システム整備費補助事業 補助金事務局
（住所の記載は不要です。）

※ 簡易書留や一般書留、レターパックプラス（ご自身で郵便物の追跡ができる方法でかつ配達時に受取確認がされるもの）で郵送してください。

※ 料金不足のものについては、受付できませんので返却となります。

(3) 提出書類

①	小樽市宿泊税システム整備費補助金交付申請書（様式第1号）
②	旅館業法営業許可証の写し（旅館・ホテル又は簡易宿所を営む者の場合）
③	住宅宿泊事業法第13条の標識の写し（住宅宿泊事業を営む者の場合）
④	市税等を滞納しているものでないことを確認できる書類
⑤	導入しようとするシステムや製品等の見積書の写し
⑥	申請資格に関する誓約書（様式第2号）

※ ①、⑥については、小樽市ホームページからダウンロード可能です。

5 補助事業の実施

(1) 補助金の交付

申請書類等を御提出いただいた後、交付決定を行い、補助金交付決定通知書を送付いたします。なお、交付決定前の事前着手は補助対象事業として認められません。必ず交付決定後に事業に着手してください。また、補助金は実績報告完了後に交付（支払い）いたします。

(2) 帳簿及び書類の保存

本補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう整理しておかなければなりません。また、これらの帳簿等を補助事業が完了した日の属する市の年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。

(3) 補助事業の変更等

補助事業の内容及び補助対象経費の割合を変更する場合、補助事業を中止する場合若しくは補助事業を廃止する場合は、変更等の承認申請が必要となりますので、下記「7 問い合わせ先」へ連絡してください（ただし、軽微な変更を除きます。）。変更等に係る承認申請書の提出がない場合、補助金を交付することができない場合がございますので御注意願います。

【提出書類】

①	小樽市宿泊税システム整備費補助金変更・中止（廃止）承認申請書（様式第3号）
②	変更等の内容が確認できる書類

※ 上記書類の提出が不要な場合もありますので、変更等が生じた際は、必ず下記「7 問い合わせ先」へ御連絡ください。

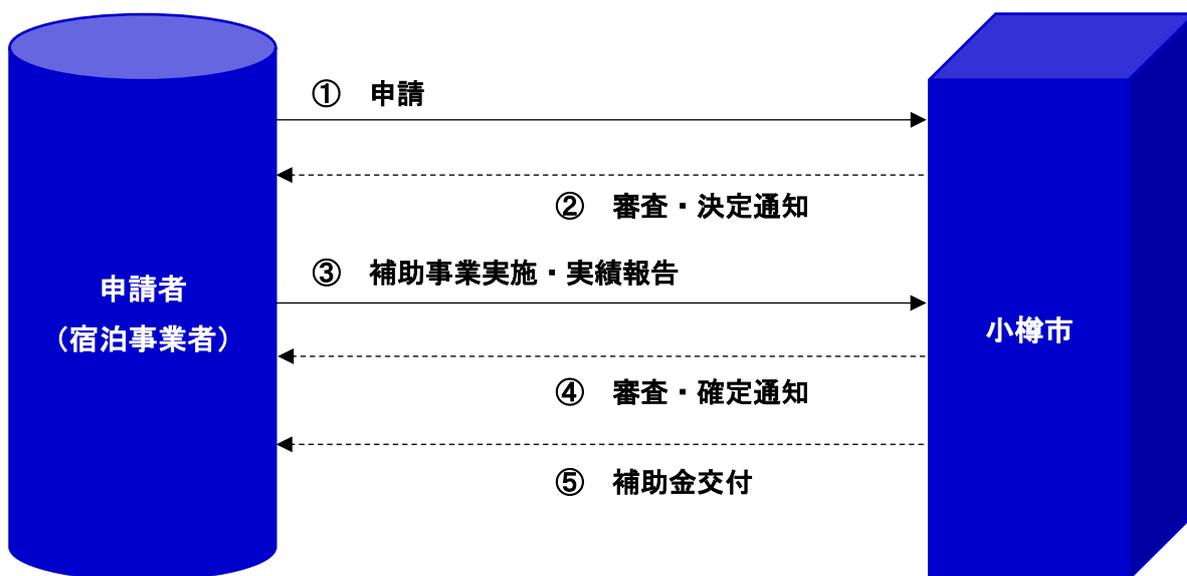
(4) 実績報告書等の提出

補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は令和8年2月20日（金）（当日必着）のいずれか早い日までに、以下の書類を提出してください。

【提出書類】

①	小樽市宿泊税システム整備費補助金実績報告書（様式第4号）
②	支出した経費の事実を証明する領収書等
③	小樽市宿泊税システム整備費補助金口座振込依頼書（様式第5号）

6 申請から補助金交付までの流れ



【備考】

実線矢印：補助申請者が実施する事項

点線矢印：小樽市が実施する事項

【注意事項】

※ 決定通知書が届いてから、事業に着手してください（交付決定前に着手すると補助対象から除かれます。）。

7 問い合わせ先

本補助事業について、御不明な点などは、下記まで御連絡ください。

小樽市宿泊税システム整備費補助事業 補助金事務局

電 話 011-500-9565

対応時間 午前9時から午後5時（平日のみ）

開設日時 令和8年2月27日（金）まで